

議 第 194 号

平成28年 8 月29日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第53号を第55号とし、第45号から第52号までを2号ずつ繰り下げ、第44号の次に次の2号を加える。

(45) 介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定申請（同法第115条の45第1項第1号ニの第1号介護予防支援事業に係る指定申請にあつては、同法第58条第1項の指定介護予防支援事業者である者からの申請である場合及び同法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定申請を同時に行おうとする者からの申請である場合を除く。）

1件につき 15,000円

(46) 介護保険法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定更新申請（同法第115条の45第1項第1号ニの第1号介護予防支援事業に係る指定更新申請にあつては、同法第58条第1項の指定介護予防支援事業者である者からの申請である場合を除く。）

1件につき 10,000円

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（提出理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の施行による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に伴う手数料を新設するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。